

報告第 4 号

令和 5 年度
財政援助団体等
監査結果報告書

三郷市監査委員

三監発第 111 号
令和 6 年 1 月 10 日

三 郷 市 長 木 津 雅 晟 様
三郷市議会議長 鈴木深太郎 様

三郷市監査委員 坪 井 裕 子



三郷市監査委員 武 居 弘 治



財政援助団体等監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

目 次

1	監査の対象	1
2	監査の期日	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	1
6	監査の結果	2
7	監査の概要	3
(1)	指定管理者制度導入の目的	3
(2)	指定状況	3
(3)	指定管理者が行う業務	3
(4)	施設の概要	3
(5)	組織図	4
(6)	事業実施状況	5
(7)	利用状況	6
(8)	収支状況	7

1 監査の対象

- ① 公益財団法人三郷市文化振興公社
- ② 地域振興部スポーツ振興課

2 監査の期日

令和5年10月31日

3 監査の範囲

令和4年度における三郷市陸上競技場公園及び三郷市スカイパークの指定管理業務に係る出納、その他事務の執行状況及び施設の管理運営状況

4 監査の着眼点

(1) 指定管理者

- ① 施設は、関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- ② 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 施設の安全に十分配慮しているか。
- ④ 利用促進のための努力はなされているか。
- ⑤ 経費節減は図られているか。
- ⑥ 施設の管理に係る収支の経理は適切に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確にされているか。
- ⑦ 施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の整備、保存は適切に行われているか。
- ⑧ 備品の管理は適正に行われているか。
- ⑨ 施設の管理に係る管理規程、経理規定等の諸規定は整備されているか。

(2) 所管課

- ① 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ② 協定の締結手続きは、適正に行われているか。また、協定書には、指定管理者との負担関係等が明確にされているなど、必要事項が適正に記載されているか。
- ③ 指定管理者から提出された実績報告書等の内容を十分に確認しているか。
- ④ 指定管理者の経営成績や財政状況を十分に把握し、適切な指導を行っているか。

5 監査の実施内容

(1) 補助職員による事前確認

指定管理者及び所管課から提出された監査資料等について書類確認を実施し、必要に応じて関係者から状況を確認するなどの方法で実施した。

実施期間 令和5年10月2日～10月30日

(2) 監査委員による監査

指定管理者から監査資料等に基づき説明を受け、指定管理業務に係る出納その他事務の執行状況や施設内を巡回して施設の管理・運営状況等について、また、所管課に対し指定管理に係る事務及び指導等について聴取等を行った。

実施日 令和5年10月31日

6 監査の結果

(1) 公益財団法人三郷市文化振興公社

公益財団法人三郷市文化振興公社への指定管理に係る出納その他事務の執行及び管理・運営について監査した限りにおいて、概ね適正に行われているものと認められた。その上で、次の事項について留意されるよう要望する。

- ① 今後も施設の適正な管理及び点検を行いながら、利用者が安全に利用できるように施設の維持管理に努めていただきたい。
- ② 利用者の声を聴きながら、引き続き施設の有効活用に資する事業を推進していただきたい。

(2) 地域振興部スポーツ振興課

スポーツ振興課における公益財団法人三郷市文化振興公社への指定管理に係る事務について監査した限りにおいて、概ね適正に行われていたと認められた。その上で、次の事項について留意されるよう要望する。

- ① 施設の利活用及び施設管理については、引き続き指定管理者との連絡及び調整を密に図りながら、利用者にとってプラスとなる事業を進めていただきたい。

7 監査の概要

(1) 指定管理者制度導入の目的

三郷市陸上競技場公園及び三郷スカイパークの管理運営について、事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、地域福祉の一層の増進を図るため、指定管理者による施設運営を行っている。

(2) 指定状況

選 定 方 法	随意選定（令和2年度実施）
指 定 管 理 者 名	公益財団法人三郷市文化振興公社
指 定 期 間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
令和4年度指定管理料	122,896,000円

(3) 指定管理者が行う業務

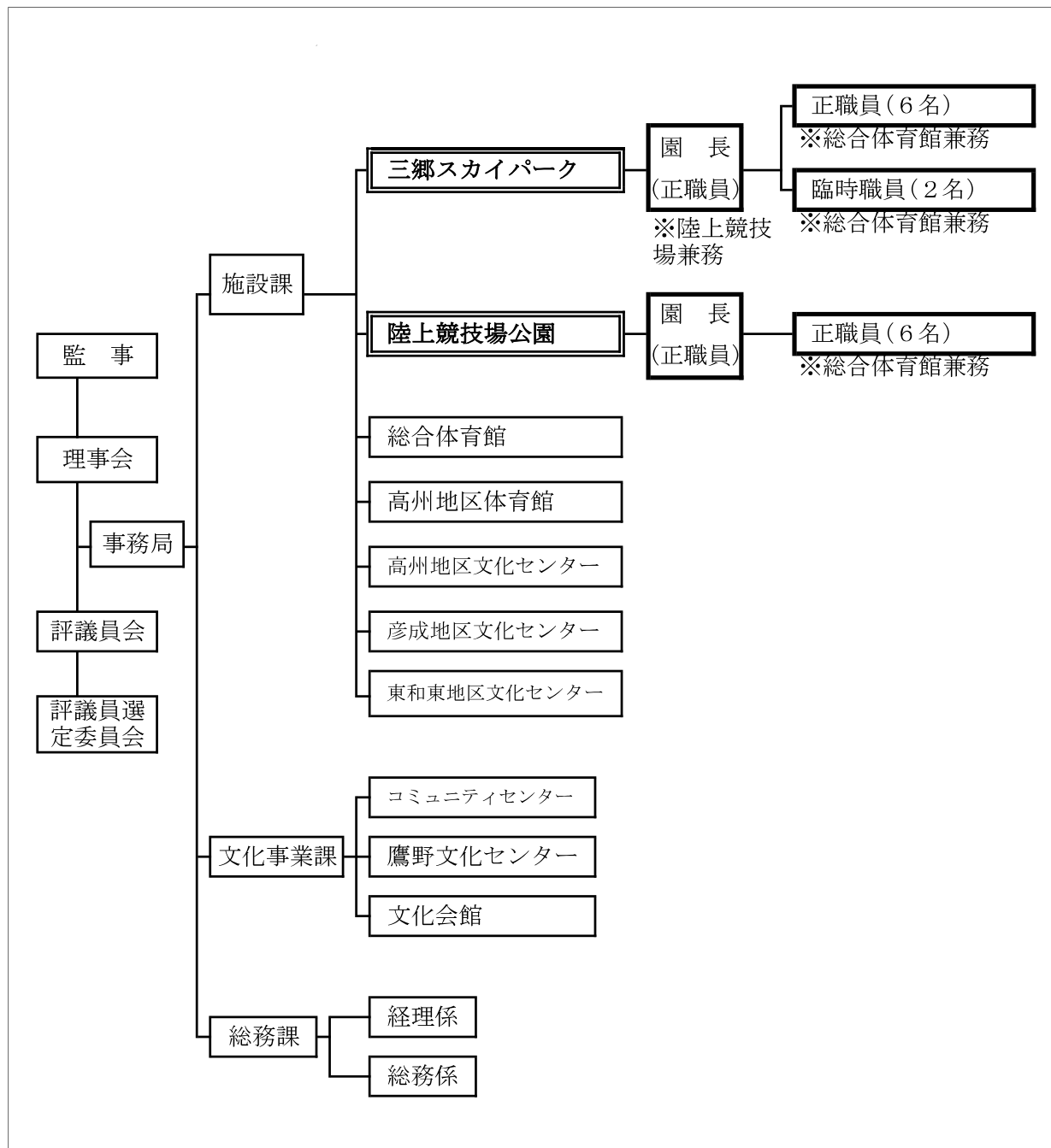
- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 管理物件の維持管理に関する業務
- ③ 使用料の徴収に関する業務
- ④ 上記に掲げるもののほか、三郷市と指定管理者が必要と認める業務

(4) 施設の概要

施 設 名	敷 地 面 積	主 な 施 設
三郷市陸上競技場公園	67,000.00m ²	(1)運動施設 ①競技施設 ・日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場 ・走路：全天候舗装,400mトラック8レーン,3,000m障害レーン,水濠 ・跳躍場：走り幅跳び,三段跳び,棒高跳び ・投てき：砲丸投げ,槍投げ,ハンマー投げ,円盤投げ ・インフィールド：投てき及び球技対応型人工芝 ②付帯施設 ・管理棟兼倉庫：事務室,会議室,更衣シャワー室,トイレ,用器具庫等 ・南側観覧席1,500人,北側観覧席2,800人合計4,300人 *南側観覧席日除け施設設置 ・照明施設：照度100ルクス（練習できる程度） ・大型映像装置 (2)公園施設 ・多目的広場,遊戯広場,トイレ棟,駐車場（最大400台まで）
三郷スカイパーク	71,700.00m ²	少年サッカー場4面,大人用サッカー場（国際規格）1面,少年野球・ソフトボール1面,グラウンドゴルフ1面,ウオーキングコース,遊具,管理事務所,トイレ,駐車場（地上部・上部）

(5) 組織図

令和4年4月1日現在



(6) 事業実施状況

ア 三郷市陸上競技場公園

○スポーツ教室の企画・運営

事業名	実施期日	回数	延べ参加者数
子ども走り方教室	7月23日	1	42
ランニング教室	10月23日	1	8
BMXスクール	12/17～3/25	4	40
スケートボード体験	3月5日	1	27

○スポーツイベントの企画・運営

事業名	実施期日	回数	延べ参加者数
市制施行50周年記念「スポーツセミナー」陸上競技3種目体験	6月11日	1	121
あおぞらヨガ教室inセナリオハウスフィールド三郷	10月20日	1	81
ももこかけっこ教室2023	3月11日	1	39
第2回三郷市陸上競技記録会	3月12日	1	269
三郷市陸上競技場公園事業計	(8事業)		627

イ 三郷スカイパーク

○スポーツ教室の企画・運営

事業名	実施期日	回数	延べ参加者数
ジュニアラクロス体験	11月5日	1	23
気軽にノルディックウォーキング	11月8日	1	13

○スポーツイベントの企画・運営

事業名	実施時期	回数	延べ参加者数
あおぞらヨガinスカイパーク	6月23日	1	66
市制施行50周年記念MISATOスカイパークサッカーフェスティバル2022	9月4日	1	129
スカイパークで遊んでみよう！	10月17日	1	20
三郷スカイパーク事業計	(5事業)		251

(7) 利用状況

ア 三郷市陸上競技場公園

(単位：人)

利用種別・ 室名等 月・ 利用人数	貸 館 利 用					個 人 利 用		合 計
	ト ラ ッ ク (専 用)	フ イ ー ル ド	障 が い 者	会 議 室	ト ラ ッ ク (共 用)	バ ス ケ ッ ト	ス ケ ー ト	
4月	263	1,877	0	5	1,277	292	387	4,101
5月	992	2,762	0	25	1,519	333	442	6,073
6月	1,420	1,430	0	15	1,189	157	402	4,613
7月	201	3,450	0	75	1,157	332	297	5,512
8月	343	1,940	0	20	1,418	199	280	4,200
9月	820	4,143	0	24	1,075	207	343	6,612
10月	1,262	4,481	0	82	1,003	210	434	7,472
11月	0	0	0	0	0	204	343	547
12月	0	0	0	0	0	276	341	617
1月	0	0	0	0	0	255	319	574
2月	4,150	100	0	30	580	172	241	5,273
3月	1,280	1,723	0	50	1,390	330	327	5,100
合計	10,731	21,906	0	326	10,608	2,967	4,156	50,694

イ 三郷スカイパーク

(単位：人)

利用種別・ 室名等 月・ 利用人数	貸 館 利 用							合 計
	サ ッ カ ー 場	A 面	B 面	C 面	D 面	E 面	ウ オ ー キ ン グ	
4月	1,390	288	170	295	809	288	1,154	4,394
5月	365	240	220	221	830	1,295	957	4,128
6月	0	0	0	0	0	900	962	1,862
7月	615	440	347	280	1,230	129	573	3,614
8月	505	415	375	415	590	0	683	2,983
9月	338	535	505	305	780	171	868	3,502
10月	416	502	358	447	759	119	853	3,454
11月	355	355	405	335	1,100	891	927	4,368
12月	555	150	150	148	660	319	736	2,718
1月	520	160	45	112	720	110	703	2,370
2月	561	265	235	225	515	16	849	2,666
3月	350	90	200	150	580	87	1,171	2,628
合計	5,970	3,440	3,010	2,933	8,573	4,325	10,436	38,687

(8) 収支状況

歳入 (単位：円)

科 目	決算額
指 定 管 理 料	122,896,000
合 計	122,896,000

歳出 (単位：円)

科 目	決算額	館 別 内 訳		
		陸上競技場公園	スカイパーク	総合体育館
旅 費 交 通 費	0	0	0	0
消 耗 品 費	2,372,643	838,929	210,500	1,323,214
修 繕 費	5,675,260	1,329,226	1,182,577	3,163,457
印 刷 製 本 費	408,866	52,014	33,804	323,048
光 熱 水 費	22,941,082	3,134,956	1,420,599	18,385,527
燃 料 費	34,398	11,457	0	22,941
通 信 運 搬 費	803,426	354,126	159,901	289,399
委 託 費	89,355,428	44,442,595	29,656,897	15,255,936
※ 総合管理業務	-	25,436,400	27,060,000	1,434,638
植栽等維持管理	-	12,221,594	-	1,628,000
陸上競技機器保守	-	3,573,790	-	-
ゴミ処理業務	-	-	1,969,748	-
日常清掃	-	-	-	5,078,788
使用料及び賃借料	1,054,651	137,869	35,395	881,387
手 数 料	610,459	136,245	63,247	410,967
負 担 金	187,990	84,101	54,418	49,471
損 害 保 険 料	933,144	211,975	183,444	537,725
租 税 公 課	161,149	68,872	44,564	47,713
什 器 備 品 費	527,893	157,193	137,500	233,200
合 計	125,066,389	50,959,558	33,182,846	40,923,985

注)※は委託料の主な内容を表示。

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

記

- 1 道路事故に関して損害賠償額を定め和解することについて 1件
- 1 交通事故に関して損害賠償額を定め和解することについて 3件

令和 6 年 2 月 2 6 日

三郷市長 木 津 雅 晟

専決第12号

専 決 処 分 書

次のとおり道路事故に関して損害賠償額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方住所 東京都足立区大谷田五丁目3番7号
氏名 東興運輸有限会社
代表取締役 田谷野 雅史

2 事故の概要 令和5年9月18日（月）午前10時15分頃、三郷市戸ヶ崎三丁目680番地において、相手方が普通貨物車で市道0123号線から店舗へ進入するため歩道上の側溝を通過した際、側溝金属部が跳ね上がり、車両燃料タンクと接触し、燃料タンクが損傷した事故である。

3 和解条件 市は、相手方の車両損害額189,245円を支払うことで和解する。

令和5年11月13日

三郷市長 木津 雅 晟



示談書

下記の通り示談が成立したので、今後本件に関しては
なんら異議の申し立てをしないことを確約します。

令和 5 年 11 月 13 日

当事者 (甲)	使用者	住所 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
		氏名 三郷市 埼玉県三郷市長 木津雅晟 印
	運転者	住所
		氏名 印 使用者との 関係
当事者 (乙)	使用者	住所 東京都足立区大谷田 5 丁目 8 番 7 号
		氏名 東興運輸有限公司 代表取締役 田谷野雅史
	運転者	住所
		氏名 使用者との 関係 従業員

① 事故日時 令和 5 年 9 月 1 8 日 (月) AM PM 1 0 時 1 5 分頃

② 事故場所 三郷市戸ヶ崎三丁目 6 8 0 番地先

③ 上記日時場所において、乙が普通貨物車で市道 0 1 2 3 号線から
店舗へ進入するため歩道上の側溝を通過した際、側溝金属部が跳ね
上がり、車両燃料タンクと接触し、燃料タンクが損傷した事故である。

④ 過失割合は、甲 1 0 0 % とする。裏面示談金内訳書のとおり、甲は乙に
対し、上記事故の損害賠償として、1 8 9, 2 4 5 円を支払うことで和解
する。

上記の他には、甲、乙の当事者間において、何等債権債務の存在しない
ことを確認する。

示談金内訳書

- 1 種 別 道路事故に係る示談金
 2 発 生 日 令和5年9月18日(月)
 3 発生場所 埼玉県三郷市戸ヶ崎三丁目680番地

種 別	内 訳	金 額 (円)	備 考
工賃	燃料タンク修理代	86,845円	
工賃	レッカー移動代	90,090円	
燃料	燃料代(100L)	12,310円	
合 計		189,245円	

甲の損害賠償額は189,245円のうち100%の189,245円とする。

専決第 13号

専 決 処 分 書

次のとおり交通事故に関して損害賠償額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 事故の概要 令和5年4月19日(水)午後3時30分頃、栃木県鹿沼市茂呂1229番地1 皐月盆栽渋谷園駐車場において、職員が公用車の後部座席に相手方を乗せ、スライドドアを閉めた際に相手方の右手の甲を擦り、負傷させたものである。
- 3 和解条件 市は、相手方に損害賠償額136,800円を支払うことで和解する。

令和5年12月26日

三郷市長 木津雅晟



示 談 書

当事者 (甲)	住 所	埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
	氏 名	三郷市 埼玉県三郷市長 木 津 雅 晟
当事者 (乙) (運転者)	住 所	埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
	氏 名	三郷市地域振興部農業振興課 鈴木 悠馬
当事者 (丙)	住 所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	氏 名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
事故発生日時	令和 5 年 4 月 1 9 日 (水) 午後 3 時 3 0 分頃	
事故発生場所	栃木県鹿沼市茂呂 1 2 2 9 番地 1 皐月盆栽渋谷園駐車場	
事 故 状 況	上記日時場所において、乙が甲の公用車の後部座席に丙を乗せ、スライドドアを閉めた際に丙の右手の甲を擦り、出血させたものである。	
示 談 条 件	甲は丙に対し、上記事故の損害賠償として、裏面示談金内訳書のとおり、1 3 6, 8 0 0 円を支払うものとする。 上記の他には、甲乙と丙の両当事者間においては、何等債権債務の存在しないことを確認する。	

上記事故に関しては、当事者協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。

ついては、今後本件に関しては、当事者全員裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

当事者 (甲) 住所 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
氏名 三郷市
埼玉県三郷市長 木 津 雅 晟



当事者 (乙) 住所 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
氏名 三郷市地域振興部農業振興課
鈴木 悠馬

当事者 (丙) 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

示 談 金 内 訳 書

- 1 種 別 交通事故に係る示談金
 2 発 生 日 令和5年4月19日 (水)
 3 発生場所 栃木県鹿沼市茂呂1229番地1

種 別	内 訳	金 額 (円)	備 考
治療費	三郷中央総合病院 通院日数9日	53,400	
通院交通費	タクシー代	6,000	
慰謝料	通院日数9日×2×4,300円	77,400	自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準に準ずる。
	合 計	136,800	

専決第 1 号

専 決 処 分 書

次のとおり交通事故に関して損害賠償額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 事故の概要 令和5年8月4日(金)午後4時00分頃、[REDACTED]
[REDACTED]の相手方敷地内駐車場において、側溝のコンクリート部分に公用車が乗り上げ、当該コンクリート部分の一部を破損させた事故である。
- 3 和解条件 市は、相手方に損害賠償額77,550円を支払うことで和解する。

令和 6 年 1 月 11 日

三郷市長 木 津 雅 晟



示談金内訳書

1 種別 交通事故に係る示談金

2 発生日 令和5年8月4日(金)

3 発生場所

種別	内訳	金額(円)	備考
修繕費	側溝コンクリート修繕工事	77,550円	
合計		77,550円	

専決第 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり交通事故に関して損害賠償額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 相手方 住所 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目3番9号
ツネビル1階
氏名 株式会社 ウェルオフ
代表取締役 鈴木 徹
- 2 事故の概要 令和5年8月1日(火)午後3時00分頃、三郷市彦川戸一丁目147番地1障がい者グループホームサンライズ三郷の駐車場内において、公用車を出庫しようとした際、当該公用車の左側面が、相手方が所有するブロック塀と接触し損傷させた事故である。
- 3 和解条件 市は、相手方に損害賠償額40,700円を支払うことで和解する。

令和 6 年 2 月 6 日

三郷市長 木 津 雅 晟



示 談 書

当事者 (甲)	住 所	埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
	氏 名	三郷市 埼玉県三郷市長 木 津 雅 晟
当事者 (乙) (運転者)	住 所	埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
	氏 名	三郷市いきいき健康部健康推進課 小野木 恵子
当事者 (丙)	住 所	埼玉県さいたま市南区根岸 1 丁目 3 番 9 号 ツネビル 1 階
	氏 名	株式会社ウェルオフ 代表取締役 鈴木 徹
事故発生日時	令和 5 年 8 月 1 日 (火) 午後 3 時 0 0 分頃	
事故発生場所	埼玉県三郷市彦川戸一丁目 1 4 7 番地 1	
事 故 状 況	上記日時場所において、乙の運転する甲の公用車が、駐車場から出庫しようとした際、当該公用車の左側面がブロック塀と接触し損傷させた事故である。	
示 談 条 件	甲は丙に対し、上記事故の損害賠償として、裏面示談金内訳書のとおり、損害賠償額 40, 700 円 を支払うものとする。 上記の他には、甲乙と丙の両当事者間においては、何等債権債務の存在しないことを確認する。	

上記事故に関しては、当事者協議の結果、上記のとおり示談が成立しました。

については、今後本件に関しては、当事者全員裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約します。

令和 6 年 2 月 6 日

当事者 (甲) 住所 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
氏名 三郷市
埼玉県三郷市長 木 津 雅 晟



当事者 (乙) 住所 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1
氏名 三郷市いきいき健康部健康推進課
小野木 恵子



当事者 (丙) 住所 〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸
1 丁目 3 番 9 号 ツネビル 1 階
氏名 株式会社 ウェル オ フ
代表取締役 鈴 木 徹



示談金内訳書

- 1 種 別 交通事故に係る示談金
- 2 発 生 日 令和5年8月1日 (火)
- 3 発生場所 埼玉県三郷市彦川戸一丁目147番地1
障がい者グループホーム サンライズ三郷

種 別	内 訳	金 額 (円)	備 考
修繕費	ブロック修繕	40,700円	
	合 計	40,700円	

